

国立大学法人島根大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成17年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

〔 期末特別手当(賞与)の額について、役員給与規程において、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価の結果及び役員の職務実績を勘案し、学長が、その額の100分の10の範囲内でこれを増額し、又は減額することができることとしている。 〕

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 { ①本給月額を△0.3%引き下げた。
②12月に支給する期末特別手当の支給割合を100分の5引き上げた。
なお、①、②いずれの改定も平成18年3月31日施行とし、施行日の属する月の給与については、改定前の給与の額とする規定を設けた。 }

理事 { 法人の長と同様に改定 }

理事(非常勤) { 改定なし }

監事 { 法人の長と同様に改定 }

監事(非常勤) { 改定なし }

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成17年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況	
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 19,268	千円 13,752	千円 5,483	千円 33 (寒冷地手当)		
理事 (5人)	千円 76,578	千円 54,360	千円 21,676	千円 390 (通勤手当) 152 (寒冷地手当)		
理事 (非常勤) (1人)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0 ()		
監事 (1人)	千円 13,225	千円 9,396	千円 3,747	千円 49 (通勤手当) 33 (寒冷地手当)		
監事 (非常勤) (1人)	千円 1,200	千円 1,200	千円 0	千円 0 ()		

3 役員の退職手当の支給状況(平成17年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要
法人の長	千円	年 月			該当者なし
理事	千円	年 月			該当者なし
監事	千円	年 月			該当者なし

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

1. 人員削減も含めた組織や人事制度の見直しにより積極的な人件費の抑制に努める。
2. 外部資金等自己収入の獲得により総収入額に占める人件費率の抑制に努める。
3. セグメント(学部、施設等)単位で人件費を配分する自己管理方式を原則とし、執行上の工夫と財源確保のための自助努力を推進する。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本学独自の新たな給与制度を構築するまでの間は、国家公務員の給与制度を準用していることから、給与水準の決定にあたっては国家公務員の給与改定に準じて改定を実施する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、特別昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の決定にあたり、職員の勤務成績を反映させる。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
俸給 (昇給)	一定期間を良好な勤務成績で勤務したときに1号俸上位の号俸に昇給させる。
俸給 (特別昇給)	勤務成績が特に良好である場合に上位の号俸に昇給させる。
俸給 (昇格)	従事する職務に応じ、かつ、総合的な能力の評価により上位の級に昇格させる。
賞与:勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日, 12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給する。

ウ 平成17年度における給与制度の主な改正点

- ①特別職員(専任の医学部附属病院院長職)を新設したことに伴い、当該職員に適用する特別職俸給表及び期末特別手当(賞与)を新設し、併せて、管理職員特別勤務手当の支給対象職員に特別職員を追加した。
- ②放射線取扱手当(特殊勤務手当)の支給要件を1月間の外部被ばく放射線量100マイクロシーベルト以上に変更し、支給額を月額7,000円に変更した。
- ③全俸給表について、俸給月額を△0.3%引き下げた。
- ④俸給の調整額に係る調整基本額を最大で100円引き下げた。
- ⑤初任給調整手当の支給限度額を200円引き下げ月額50,000円とし、一部の区分を除き、各区分の支給月額を100円から200円引き下げた。
- ⑥配偶者に係る扶養手当を500円引き下げ、月額13,000円とした。
- ⑦勤勉手当の支給割合を100分の2.5引き上げ、100分の72.5(特定幹部職員にあっては、100分の92.5)とした。
- ⑧12月に支給する期末特別手当の支給割合を100分の5引き上げ、100分の175とした。
なお、③～⑧の改正は平成18年3月31日施行とし、施行日の属する月の給与については、改正前の給与の額とする規定を設けた。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成17年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1,351	44.4	6,947	5,024	49	1,923
事務・技術	336	45.4	5,899	4,302	72	1,597
教育職種 (大学教員)	586	47.2	8,693	6,239	39	2,454
医療職種 (病院医師)	該当者なし					
医療職種 (病院看護師)	299	37.8	5,067	3,698	44	1,369
教育職種 (附属義務教育学校教員)	41	42.0	7,018	5,148	57	1,870
医療職種 (病院医療技術職員)	67	43.1	5,747	4,184	43	1,563
その他医療職種 (看護師)	2					
その他医療職種 (医療技術職員)	2					
技能・労務職種	18	53.8	5,372	3,936	61	1,436
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
再任用職員	該当者なし					
非常勤職員	72	32.6	3,440	3,035	29	405
事務・技術	14	35.1	2,895	2,150	49	745
教育職種 (大学教員)	該当者なし					
医療職種 (病院医師)	43	31.1	3,514	3,412	16	102
医療職種 (病院看護師)	5	47.1	4,548	3,351	50	1,197
医療職種 (病院医療技術職員)	10	28.4	3,330	2,495	44	835

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:「教育職種(附属義務教育学校教員)」には、附属幼稚園教員を含む。

注3:「医療職種(医療技術職員)」とは、病院部門において栄養士、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師等の業務を行う職種を示す。

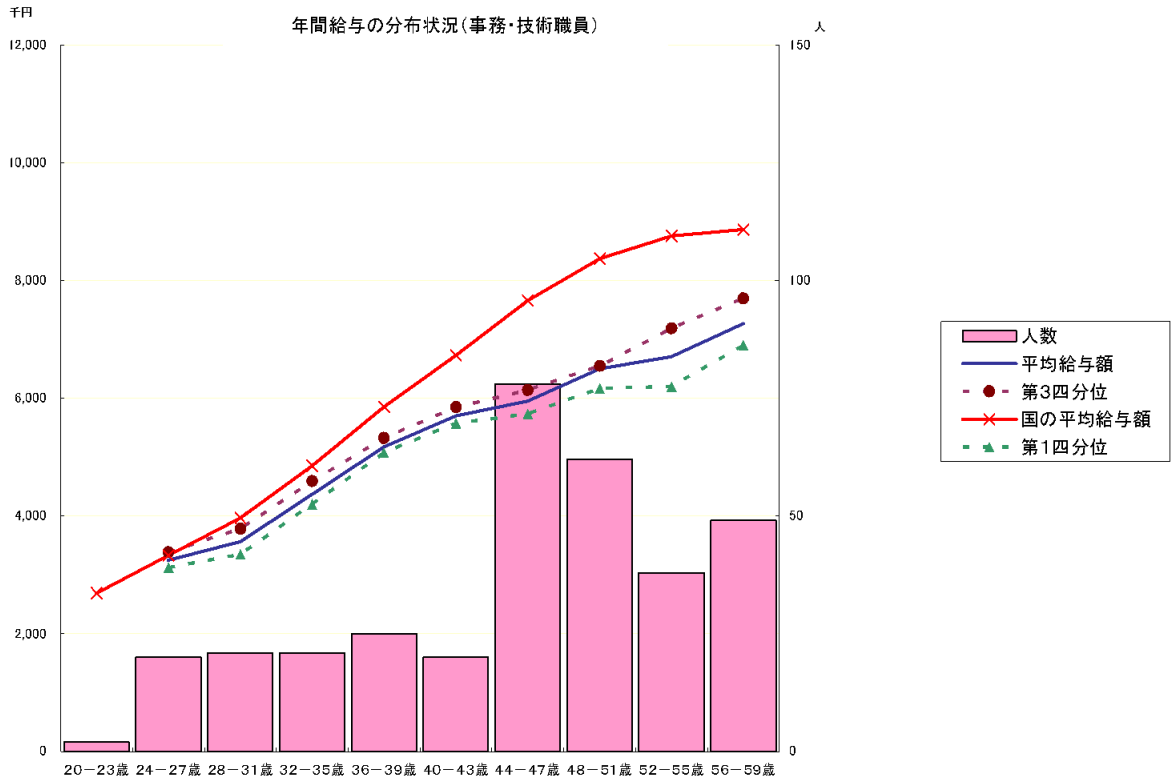
注4:「その他医療職種(看護師)」とは、病院以外の部門において看護師、保健師の業務を行う職種を示す。

注5:「その他医療職種(医療技術職員)」とは、病院以外の部門において、栄養士、臨床検査技師の業務を行う職種を示す。

注6:「技能・労務職種」とは、自動車運転手、汽かん士、検査助手、剖検助手、看護助手、守衛等の業務を行う職種を示す。

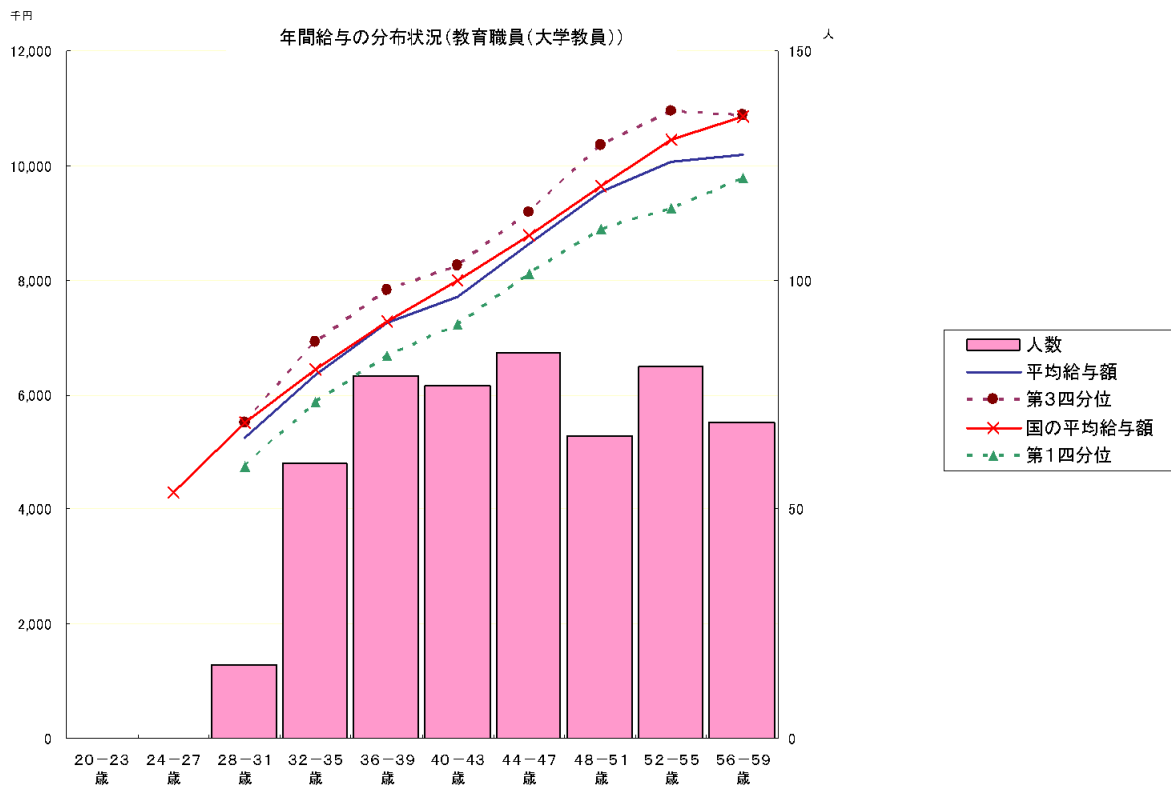
注7:常勤職員の「その他医療職種(看護師)」及び「その他医療職種(医療技術職員)」は、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「平均年齢」以下の事項について記載していない。

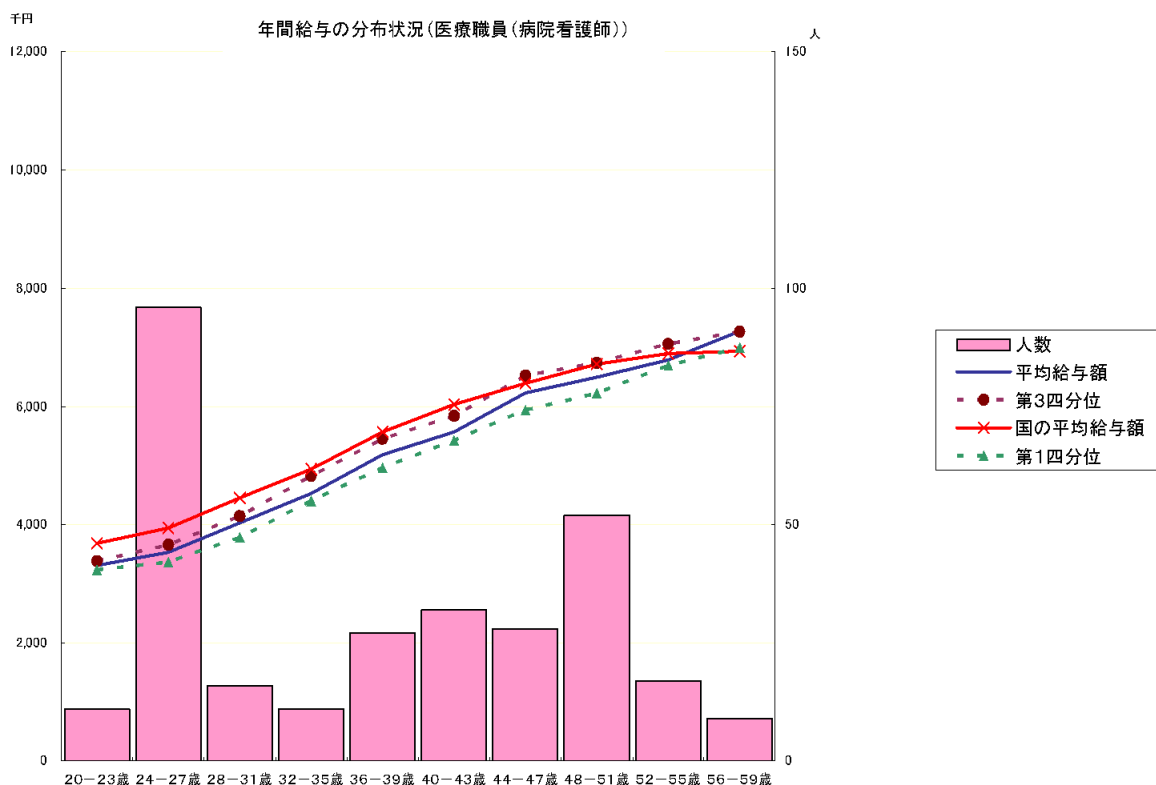
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。])



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:年齢20～23歳の該当者は2名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから平均給与額については表示していない。





(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1四分位		第3四分位
部長	1	58.5	-	-	-
課長	18	55.9	8,026	8,353	8,610
課長補佐	33	55.9	7,021	7,169	7,342
係長	142	49.1	6,001	6,290	6,520
主任	82	43.5	5,198	5,476	5,844
係員	60	30.3	3,229	3,680	3,944

注1:「部長」の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

注2:「課長」には同相当職である「事務長」を、「課長補佐」には同相当職である「室長」及び「事務長補佐」を、「係長」には同相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1四分位		第3四分位
教授	240	54.7	9,838	10,393	11,004
助教授	190	43.6	7,673	8,102	8,737
講師	41	42.6	7,088	7,557	8,240
助手	105	38.6	5,965	6,423	6,997
教務職員	10	43.5	4,602	5,355	5,706

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	
			第1分位	第3分位
看護部長	1	57.5	-	-
副看護部長	3	54.8	-	7,194
看護師長	28	52.8	6,873	7,088
副看護師長	42	48.2	6,344	6,691
看護師	225	33.6	3,455	5,628

注1:「看護部長」の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与の平均額については記載していない。

注2:「副看護部長」の該当者は3名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1分位及び第3分位については記載していない。

③ 職級別在職状況等(平成18年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	主任係員	係長主任	課長補佐係長	課長課長補佐	課長
人員(割合)	336	24 (7.1%)	37 (11.0%)	203 (46.4%)	44 (13.1%)	21 (6.3%)	7 (2.1%)
年齢(最高～最低)		30 }	45 }	59 }	59 }	59 }	59 }
所定内給与年額(最高～最低)		2,735 }	3,476 }	5,142 }	5,425 }	6,436 }	6,990 }
年間給与額(最高～最低)		1,975 }	2,379 }	3,246 }	4,675 }	5,070 }	5,914 }
		3,605 }	4,701 }	6,995 }	7,578 }	8,553 }	9,499 }
		2,713	3,246	4,518	6,432	7,104	8,121

区分	計	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		部長	事務局長部長	事務局長	事務局長
人員(割合)	-	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)	該当者なし (%)
年齢(最高～最低)		}	}	}	}
所定内給与年額(最高～最低)		}	}	}	}
年間給与額(最高～最低)		}	}	}	}

(教育職員(大学教員等))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務職員	助手	講師	助教授	教授
人員 (割合)	586人	10人 (1.7%)	105人 (17.9%)	42人 (7.2%)	189人 (32.3%)	240人 (41.0%)
年齢(最高 ～最低)		56歳 } 31歳	62歳 } 28歳	59歳 } 29歳	64歳 } 31歳	64歳 } 38歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		4,738千円 } 3,172千円	5,851千円 } 2,859千円	6,555千円 } 3,634千円	7,099千円 } 3,918千円	9,101千円 } 5,387千円
年間給与 額(最高～ 最低)		6,434千円 } 4,324千円	7,781千円 } 3,915千円	8,939千円 } 5,115千円	9,677千円 } 5,444千円	12,946千円 } 7,709千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長
人員 (割合)	299人	該当者なし (%)	225人 (75.3%)	42人 (14.0%)	28人 (9.4%)	3人 (1.0%)	1人 (0.3%)
年齢(最高 ～最低)		}	54歳 } 23歳	54歳 } 35歳	58歳 } 47歳	56歳 } 51歳	}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}	4,660千円 } 2,373千円	5,003千円 } 3,658千円	5,186千円 } 4,654千円	5,153千円 } 4,995千円	}
年間給与 額(最高～ 最低)		}	6,408千円 } 3,238千円	6,891千円 } 5,086千円	7,293千円 } 6,566千円	7,271千円 } 7,044千円	}

区分	計	7級
標準的な職位		看護部長
人員 (割合)	-人	該当者なし (%)
年齢(最高 ～最低)		}
所定内給 与年額(最高 ～最低)		}
年間給与 額(最高～ 最低)		}

注:6級の該当者は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項については記載していない。

④ 賞与(平成17年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	67.1	70.0	68.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	32.9	30.0	31.4
	最高～最低	35.7～31.4	32.8～28.6	32.8～30.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.6	69.6	68.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.4	30.4	31.8
	最高～最低	40.0～30.9	36.7～27.9	35.1～29.5

(教育職員(大学教員等))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	66.1	68.2	67.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.9	31.8	32.8
	最高～最低	46.3～31.8	39.1～29.3	42.5～30.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.1	69.4	67.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.9	30.6	32.2
	最高～最低	42.9～31.2	33.3～28.5	38.0～29.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)			
	査定支給分(勤勉相当) (平均)			
	最高～最低			
一般職員	一律支給分(期末相当)	66.3	69.1	67.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	33.7	30.9	32.2
	最高～最低	36.4～30.9	33.3～28.8	33.3～29.9

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

80.9

対他の国立大学法人等

94.5

(教育職員(大学教員等))

対国家公務員(平成15年度の旧教育職(一))	97.2
対他の国立大学法人等	95.9

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	94.1
対他の国立大学法人等	96.5

注1:当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。
注2:教育職員(大学教員)の対国家公務員の指数は、比較対象の国家公務員が少数のため、国立大学法人等の法人化直前(平成15年度)の教育職俸給表(一)適用職員の給与水準を国の給与水準として算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

特になし

III 総人件費について

区分	当年度 (平成17年度) 千円	前年度 (平成16年度) 千円	比較増△減 千円 (%)	中期目標期間開始時(平成16年度)からの増△減 千円 (%)
給与、報酬等支給総額 (A)	11,445,562	11,485,818	△ 40,256 (△0.4)	△ 40,256 (△0.4)
退職手当支給額 (B)	1,220,952	921,730	299,222 (32.5)	299,222 (32.5)
非常勤役職員等給与 (C)	1,335,484	1,213,988	121,496 (10.0)	121,496 (10.0)
福利厚生費 (D)	1,586,815	1,556,087	30,728 (2.0)	30,728 (2.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	15,588,815	15,177,624	411,191 (2.7)	411,191 (2.7)

注:「非常勤役職員等給与」においては、寄付金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費の対前年度比増減の要因分析
給与、報酬等支給総額の前年度比△0.4%の減は、退職者の後任補充を一部実施しないこと等により、年度を通じて支給人員が減少したことによるものである。
また、最広義人件費の前年度比2.7%の増は、退職手当の支給人員が増加したこと及び平成17年度から新たに外部資金等を財源とする職員を雇用したことが主な要因である。
- ② 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況
同方針において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までの4年間で概ね4%の人件費削減を中期計画において定めた。これを受け、平成18年度事業計画において概ね1%の人件費の削減を図ることとし、平成21年度までの人件費シミュレーションを基に人件費削減のための具体的な方策を策定する。
なお、基準年度(平成17年度)の「給与、報酬等支給総額」は11,445,562千円、「人件費予算相当額」は11,898,763千円である。

IV 法人が必要と認める事項

特になし